

政策提案書

平成 27 年 3 月 24 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住 所

提案代表者 氏 名

電話番号

次のとおり政策の案を提案します。

市民の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内在住 <input type="checkbox"/> 2 市内在勤、市内在学、市内で事業活動等又は市に納税
勤務先、学校名、事業活動等の内容等	神奈川県地方自治研究センター、かながわ市民オンブズマン、明るい選挙推進協議会、市長と市民の対話を進める会、茅ヶ崎国際交流協会論語の会、湘南シニアクラブ、城山三郎湘南の会
提案する政策の名称	別添政策提案の通り
現状の課題、問題点	別添政策提案の通り
提案する政策の内容	別添政策提案の通り
予想される効果	別添政策提案の通り
必要な費用	別添政策提案の通り

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 「市民の区分」欄は、茅ヶ崎市内に在住する場合は、 1 にレ印を記入し、茅ヶ崎市外に在住する場合は、茅ヶ崎市内に在勤し、若しくは在学し、市内で事業活動等を行い、又は茅ヶ崎市に納税しているときは 2 にレ印を記入してください。
 - 3 「市民の区分」欄の 2 にレ印を記入したときは、「勤務先、学校名、事業活動等の内容等」欄に、勤務先、学校名、事業活動等の内容等を具体的に記入してください。
 - 4 「現状の課題、問題点」欄は、問題となっている事項、課題、その背景、考えられる原因等について記入してください。
 - 5 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 6 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
 - 7 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。

平成 27 年 3 月 24 日

茅ヶ崎市長

提案代表者

(住所)

(氏名)

(電話番号)

茅ヶ崎市市民参加条例第 11 条に基づき下記の通り政策提案いたします。

記

- (1) 市民の区分：市内在住
- (2) 勤務先、学校名、事業活動等の内容等：無職
- (3) 提案する政策の名称：茅ヶ崎ゴルフ場跡地を茅ヶ崎市営茅ヶ崎パブリックゴルフ場公園」(仮称)として存続させる。
- (4) 現状の課題、問題点：

茅ヶ崎市が広域避難場所に指定している茅ヶ崎ゴルフ場は平成 27 年 3 月末を以て閉鎖予定のところ、2 年延長して平成 29 年 3 月末を以て閉鎖することとなりました。

県の発表によれば茅ヶ崎ゴルフ場の周辺地域は県下最大のクラスター（延焼運命共同体）を抱えており、地震による大規模火災が発生すれば約 2 万棟が焼失する恐れがあります。茅ヶ崎ゴルフ場はその緑の広場が開発により消失すると約 1 万人の焼死者がでると予想する専門家もおり、この火災から周辺住民の命を守るかけがえのない収容能力 8 万人の広域避難場所です。

また県は「神奈川緑計画」において茅ヶ崎ゴルフ場とその周辺地域を、相模湾岸を軸とした美しいなぎさや、自然海岸のみどり、歴史・文化に育まれた景観の保全と地域のみどりの保全を図る「なぎさ緑化域」に指定しています。市も「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において「なぎさ緑化域」に指定しており、また茅ヶ崎ゴルフ場を含む湘南海岸一帯の地域を風致景観の保全、生態系の保全及び市民の自然とのふれあいの場の提供という観点から「保全配慮地区」に指定しています。このみどりと景観は長い年月をかけて過去から引き継がれた茅ヶ崎市民の貴重な資産であり、一たび開発されれば、掛け替へのない緑の広場が復元されることはないでしょう。

市は県と茅ヶ崎協同圏との三者による売却または賃貸を前提としたゴルフ場跡地利活用について民間事業者のアイデアを募集しています。私たち市民には応募資格がないため、周辺地区で行われた市民と市長との対話集会や 2 万人を超える署名により示されたゴルフ場の存続を求める市民の熱い想いを踏まえた上で政策提案を行うもので

す。本提案は私たちの世代のために限らず、後世の人たちを未来永劫地震による大規模火災から守り、また美しいみどりの環境の下に暮ることができるよう、後世にこの貴重な資産を引き渡す私たち世代の茅ヶ崎市民及び行政が担っている責務を果たすためのものでもあります。先人が長い年月をかけて守ってきた市民の安全と緑の景観を経済的な理由から、民間の開発業者への売却や貸与を前提とした「まちづくり」という大義名分のもとでの開発によって破壊することは今後に大きな禍根を残すことになります。このようなことのないよう市営による茅ヶ崎ゴルフ場の存続を提案する次第です。

(5) 提案する政策の内容：

ゴルフ場閉鎖後の活用を二段階に分けて行う。

跡地活用の第一段階

- ・市は平成 29 年 4 月 1 日付けを以て茅ヶ崎ゴルフ場の運営を引き継ぎ、「茅ヶ崎パブリックゴルフ場公園」として運営する（茅ヶ崎協同倶所有の土地が使用不可能の場合は 6 ホールとする）
- ・運営期間 3 年
- ・市の運営・維持管理費用負担額は年間 5 千万円。
- ・ゴルフ場は市営とし、「茅ヶ崎パブリックゴルフ場公園運営委員会」（仮称）を設立し経営・企画・監査を行う。同委員会は経営・企画・監査の機能を有し、経営は募集の中から選考した市民が中心となり、企画・監査は市と市民が共同で行う。その他の現場業務は NPO などの団体に委託する。
- ・「市民誰もが交流、健康増進の場として気軽に利用し親しめる市民の、市民による、市民のためのゴルフ場公園」として運営することを経営理念とする。
- ・レストランやクラブハウスの有効活用、イベントの企画など集客力を高めて一般市民も含めた来場者数の増加による収入増を図るとともに、無給市民ボランティアや NPO などの活用などにより経費削減を図る。

跡地活用第二段階

- ・当該ゴルフ場公園運営開始から 1 年半経過した中間時点で当該ゴルフ場公園の運営実績を市の費用負担額と市民交流の観点から評価し、成果が認められれば 3 年後も継続を前提に運営する。
- ・成果が認められず将来も成果が期待できないと判断される場合は、閉鎖を前提とした跡地利用を時間をかけて検討する。広域避難場所として市民の安全確保に必要な面積を有するみどりの広場の確保を前提とし、市民参加条例に基づく市民参加により当該ゴルフ場跡地利用の基本計画を策定し、市はこの計画に沿って地権者と協議する。3 年経過後可及的速やかな跡地利用開始を目指す。
- ・必要に応じて跡地利用の建設工事が開始するまで暫定的に当該ゴルフ場公園の運営

を継続する。

(6) 予想される効果：

- ・広域避難場所の維持と「なぎさ緑化域」のみどりの保全によって地震による大規模火災から市民の生命を守り、市民が誇れるみどりの景観を維持できる。
- ・茅ヶ崎市民と行政が担っている、安全と良好な環境という貴重な資産を後世に引き渡す責務を果たすことができる。
- ・市が広域避難場所とみどりの景観をそのまま残すために公園として活用する場合に比較して、維持管理・運用業務費の財政負担を軽減できる。
- ・現行プレー料金を大幅に引き下げ、市民が気軽にゴルフを楽しめる。(別添現行料金表及び「茅ヶ崎市営パブリックゴルフ場公園営業損益計算書明細表」参照)
- ・月2回、年24回市民に当該ゴルフ場やクラブハウスを市民に無料開放することによって、市民の健康増進や市民交流促進を図り、中高生のクラブ活動やこどもの遊び場として活用できる。
- ・市民のボランティア活動を中心とした「新しい公共」における市と市民の協働事業の課題・問題点やあり方について貴重なノウハウが得られ、他の協働事業に活用できる。
- ・市民サービス及び財政配分の地域格差を解消し、公平性を保つことができる。
市は広域避難場所と市民の交流の場としての機能を有する柳島スポーツ公園の維持管理費に年間2.8億円の財政負担をす一方、同じく広域避難場所の機能を有する茅ヶ崎ゴルフ場を存続させるために必要な費用を負担しないことは、地域間の行政サービスやそれに伴う財政配分の公平性を損なう。茅ヶ崎ゴルフ場周辺地区は「茅ヶ崎ゆかりの人物館」・公民館・コミュニティセンターや小・中学校を除き目立たる公共施設はなく、他の地域に比して見劣りがする。茅ヶ崎ゴルフ場が民間により開発されれば、開発の内容いかんによっては地域間格差がさらに広がる可能性がある。
- ・行政に対する市民の信頼を維持・強化できる。
市は「総合計画中間見直し」において「さらなる市民の安心・安全の強化」を謳っている。また、市は「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において茅ヶ崎ゴルフ場周辺を「保全配慮地域」と指定しており、さらには県による当該地域の「なぎさ緑化域」指定を追認している。これらの施策は市民に対するコミットメントであり、施策を実行することにより市民参加条例の基本原則の一つである「市民と市との信頼関係」を維持・強化できる。

(7) 必要な費用：

年間5千万円。

(現行地代合計168百万円の適用が条件)